

平成30年5月23日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官 
平成30年(ネ)第172号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成27年(ワ)第25799号)

口頭弁論終結日 平成30年3月19日

判 決

控訴人兼被控訴人

A

(以下「第1審原告  」という。)

控訴人兼被控訴人

B

(以下「第1審原告  」という。)

控訴人兼被控訴人

C

(以下「第1審原告  」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士

中 村 昌 典

被控訴人兼控訴人

株式会社 

(以下「第1審被告  」という。)

代表者代表取締役

Z

被控訴人兼控訴人

Z

(以下「第1審被告  」という。)

被控訴人兼控訴人

丙

(以下「第1審被告  」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 土 屋 賢 司

主 文

1 第1審原告らの控訴に基づいて、原判決を次のとおり変更する。

(1) 第1審被告らは、第1審原告^A [] に対し、連帯して、356万6400円及びこれに対する第1審被告^甲 [] については平成27年9月25日から、第1審被告^乙 [] については平成27年10月2日から、第1審被告^丙 [] については平成27年9月20日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 第1審被告らは、第1審原告^B [] に対し、連帯して、350万3400円及びこれに対する第1審被告^甲 [] については平成27年9月25日から、第1審被告^乙 [] については平成27年10月2日から、第1審被告^丙 [] については平成27年9月20日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 第1審被告らは、第1審原告^C [] に対し、連帯して、343万9500円及びこれに対する第1審被告^甲 [] については平成27年9月25日から、第1審被告^乙 [] については平成27年10月2日から、第1審被告^丙 [] については平成27年9月20日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第1審被告らの控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、第1審被告らの負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 第1審原告らの控訴の趣旨

主文同旨

2 第1審被告らの控訴の趣旨

- (1) 原判決中、第1審被告ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 第1審原告らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、第1審原告らの負担とする。

第2 事案の概要

5 1 第1審原告らは、第1審被告^Z及び同^丙の勧誘を受けて、第1審被告^甲
及び同^丙が営んでいた放置自転車回収・販売事業のパートナー制度への
加盟を申込み、加盟金及びシステム利用料（第1審原告^Zについては加盟金の
み）名目で、第1審原告^Aは326万6400円、同^Bは320万3400
円、同^Cは313万9500円をそれぞれ支払った。

10 本件は、第1審原告らが、第1審被告^Z及び同^丙の加盟金取得目的の受託
詐欺若しくは募集詐欺又は情報提供義務違反という共同不法行為によって、加盟
金、システム利用料及び弁護士費用（各30万円）相当額の損害を被ったとして、
第1審被告らに対し、本判決主文第1項記載の損害賠償金及びこれらに対する不
15 法行為後の日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民事法定利率年5分の割
合による各遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 原判決は、第1審被告らの共同不法行為責任を認めた上で過失相殺（第1審原
告らの過失割合各50%）をし、第1審原告らが支払った加盟金及びシステム利
20 用料の50%相当額に弁護士費用各16万円を加算した額（第1審原告^Aに
つき179万3200円、同^Bにつき176万1700円、同^Cにつき17
2万9750円）並びにこれらに対する各遅延損害金の限度で第1審原告らの
請求を認容し、その余の請求を棄却した。これに対して、双方がそれぞれの敗訴
部分の全部を不服として控訴した。

第3 当事者の主張

1 第1審原告らの主張（請求原因）

25 (1) 第1審被告らの事業

第1審被告^甲は、放置自転車の回収・販売業等を営む会社であり、

第1審被告^乙はその代表取締役である。第1審被告^丙は、^乙と
いう屋号で第1審被告^甲と共同で放置自転車の回収・販売業を営んで
いた者である。

(2) 第1審被告^乙及び同^丙による勧誘

第1審被告^乙及び同^丙は、放置自転車回収・販売業に新規参入しても容
易に利益が上げられないことを知りながら、容易に利益が上がるかのように装
って、事業への加盟者（パートナー）を募り、加盟金及びシステム利用料の名
目^乙で新規加盟者から金員を取得することを計画した。第1審被告^乙及び同^丙
^乙は、新規加盟者がパートナーになっても容易に利益を得られるほどのノウハ
ウもビジネスシステムの構築もないにもかかわらず、第1審原告らに対し、放
置自転車は無限にある、ライバルのいない未開拓市場（ブルーオーシャン）で
あるなどパートナー制度による放置自転車回収・販売業が優れたビジネスモデ
ルであるかのような説明を行い、既存パートナーの大半は採算が取れていない
ことを隠し、パートナーになれば月70万円ないし100万円の売上げが得ら
れる、うまくいっていない人は1人もいないなどと説明して勧誘した。これら
の勧誘は、詐欺にほかならない。また、フランチャイズ契約締結に当たって求
められる情報提供義務に違反している。

(3) 第1審原告らによる加盟金及びシステム利用料の支払

第1審原告らは、第1審被告^乙及び同^丙の勧誘を受けて、放置自転車回
収・販売業のパートナーになれば安定した収入が得られると誤信し、パートナ
ー制度への加盟を申し込み、第1審原告^Aは加盟金名目で313万9500
円及びシステム利用料名目で12万6900円の合計326万6400円、第
1審原告^Bは加盟金名目で313万9500円及びシステム利用料名目で
6万3900円の合計320万3400円、第1審原告^Cは加盟金名目で3
13万9500円をそれぞれ支払った。

(4) 第1審被告らの責任

第1審原告らに対する勧誘は、第1審被告^乙及び同^丙の共謀によるものである。第1審被告^乙は、第1審被告^甲の代表取締役であり、同社の職務に関し第1審原告らを勧誘したものである。したがって、第1審被告らは、第1審原告らに対し共同不法行為責任を負う。

5 (5) 第1審原告らの損害

ア 第1審原告らは、第1審被告らの共同不法行為により、第1審被告らに対し支払った前記(3)の加盟金及びシステム利用料名目の金員並びに弁護士費用(各30万円)相当額の損害を被った。第1審原告^Aの損害額は356万6400円、同^Bの損害額は350万3400円、同^Cの損害額は343万9500円である。

10 イ 過失相殺について

本件は加盟金取得目的の悪質な故意による詐欺事案であるから、過失相殺は認められるべきではない。

(6) よって、第1審被告らに対し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づいて、前記(5)アの各損害額及びこれに対する各遅延損害金の連帯支払を求める。

15 2. 第1審被告らの認否及び主張

(1) 請求原因(1)は認める。

(2) 同(2)は否認し争う。

(3) 同(3)のうち、第1審原告らが加盟金及びシステム利用料を支払った事実は認め、その余は否認し争う。

(4) 同(4)及び同(5)アはいずれも否認し争う。

(5) 過失相殺

第1審原告らには重大な過失があるから、過失相殺が認められるべきである。

26 第4 当裁判所の判断

1 判断の概要

当裁判所は、本件については、第1審被告^乙及び同^丙が共謀の上、第1審原告らに対して、受託詐欺又は募集詐欺ともいふべき詐欺行為を故意により実行し、加盟金等を詐取したという事実を認定するものである。当裁判所は、この認定事実によれば、第1審原告らの請求は、全部認容することができるかと判断する。その理由は、2以下に説示するとおりである。

2 認定事実

当事者間に争いのない事実、証拠（甲26～28、第1審原告ら本人尋問の結果のほか、掲記の各証拠）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者

ア 第1審被告^乙は、第1審被告^甲の代表取締役である。第1審被告^乙は、平成16年頃から、首都圏で放置自転車の回収・販売業を営むようになった。第1審被告^丙は、第1審被告^乙の勧誘を受け、第1審被告^乙と提携して、同じく首都圏で放置自転車の回収・販売業を営むようになった。第1審被告ら自身は、大学などの大口の回収先を確保することにより、安定した経営をしていた。（甲2、乙14）

イ 第1審被告^乙及び同^丙は、共同して、放置自転車回収・販売業への加盟者（パートナー）を募り、加盟金及びシステム利用料の名目で加盟者から1人当たり300万円程度の金員を取得することを計画した。第1審被告^乙及び同^丙は、後記(3)のとおり、宣伝と勧誘のための書籍を出版し、後記(4)のとおり、有料セミナーの参加者に対してパートナー制度への加盟を勧誘した。（甲2、乙14）

ウ 第1審原告らは、いずれも第1審被告^乙及び同^丙の勧誘を受けてパートナー制度への加盟を申込み、後記(5)ないし(7)のとおり、加盟金及びシステム利用料（第1審原告^丙は加盟金のみ）名目で金員を支払った者である。

(2) 平成25年頃の放置自転車販売・回収業の実情

5
10
15
放置自転車回収・販売業は、平成25年の時点ですでに大手も含めて多数の業者が参入しており、ライバル業者のいないブルーオーシャン（未開拓市場）ではなかった。大学、病院、大型団地及び商業施設などの大口回収先は、すでに特定の回収業者と提携しているところが多かった。第1審被告らも大口回収先となる大学や病院を取引先として確保しており、この大口回収先を新規加盟者（パートナー）に譲る意思は全く持っていなかった。また、公共機関等の放置自転車は、自治体が条例等によって定めた方法に従って回収されており、民間企業は回収できないことが多かった。第1審被告らは、このような事実関係を知っていた。したがって、放置自転車は無限にあるとか、ライバル業者のいない未開拓市場（ブルーオーシャン）であるとか説明したとすれば、それが虚偽説明となることは明白であった。このような状況の下では、パートナーが自らの営業努力によって回収できる放置自転車の台数はわずかであり、パートナーが増えれば増えるほど収益源（パイ）は減ることになるから、そもそも多数のパートナーを集めて放置自転車回収・販売業を行っても、パートナーが利益を上げることは極めて困難であった。（甲16、17、20～23、26～28、30～32、乙11～13）

(3) 本件書籍1・2の出版及びその内容

ア 本件書籍1

20
第1審被告^乙は、パートナー制度による放置自転車の回収・販売業の宣伝・勧誘手段として、平成25年2月、
と題する書籍（甲9、以下「本件書籍1」という。）を、株式会社から出版した。

25
本件書籍1の表紙には、「放置自転車を10億にした男」、「自転車を拾っただけで10億円!」、帯には「誰も気づかなかった!〈感謝〉と〈お金〉を同時に手にする方法」「週末副業から始められるエコで自由なビジネス」といったキャッチコピーが記載されていた。

本件書籍1の本文には、第1審被告^乙は、大学に放置された自転車を回収・販売して1日で30万円を稼いだことをきっかけに、放置自転車の回収・販売業に乗り出し、平成16年からの数年間で10億円を稼いだ、放置自転車はどこにでもいくらでもあるから、他社が参入しても「パイの奪い合い」にはならない、少しでも多くの人々が放置自転車ビジネスに参入し成功することを願って本件書籍1を執筆したなどと記載されている。

本件書籍1には、第1審被告^丙が、千葉県船橋市で、第1審被告^甲と提携して放置自転車の回収・販売業を営むようになり、月平均約60万円の収入を安定して得るようになったと記載されている。また、第1審被告^丙の発言として、放置自転車の回収・販売業は、リスクのない「楽ちん」な商売である、第1審被告^甲のパートナーになったことで、顧客からも信頼され、輸出業者の紹介もしてもらえたので売り先に困ることもなかった、これまでに最高で月約100万円の収益を上げた、放置自転車ビジネスに全ての力を注げば月に200万円位の収益を上げることができるはずであるなどと記載されている。(甲9)

イ 本件書籍2

第1審被告^丙は、平成25年7月、^乙と題する書籍(以下「本件書籍2」という。)を、株式会社^甲から出版した。本件書籍2では、放置自転車回収・販売業が紹介されており、本件書籍1を読むよう勧める記載があった。(乙11の3)

(4) 本件セミナーの開催及びその内容

ア 第1審被告^乙及び同^丙は、都内有楽町の「東京国際フォーラム」内の会議室を借りて、「放置自転車ビジネスセミナー」と題する有料セミナー(参加費1万円、以下「本件セミナー」という。)を複数回にわたって開催し、各回10名前後の参加者に対しパートナー制度への加盟を勧誘した。

イ 第1審原告らは、本件書籍1（第1審原告^B及び同^Cについては本件書籍1及び2の両方）を読んで、第1審被告^甲が放置自転車回収・販売業によって千葉県で月60万円もの収入を安定して得られているのであれば、都心ではもっと高い収入を得られるのではないかと考え、放置自転車回収・販売業のパートナー制度に関心を持った。第1審原告^Aは平成25年4月26日、同^Bは同年8月2日、同^Cは平成26年2月14日、それぞれ本件セミナーに参加した。（乙15、16）

ウ 第1審被告^乙及び同^丙は、本件セミナーにおいて、パワーポイントのスライドを印刷した資料（甲2）を配付した上、パワーポイントを使って放置自転車回収・販売業のパートナー制度について説明し、同制度への加盟を勧誘した。配布資料（甲2）には、以下のとおりの記載がある。

(ア) 放置自転車を10億にした男^乙のプロフィール（スライド番号2）

有料による自転車撤去は、ライバルが見当たらないオンリー1を確立
大学の放置自転車撤去においても業界NO. 1を確立

(イ) 放置自転車撤去のノウハウを公開した訳（スライド番号6）

誰もが稼ぐことが出来る仕組みを考え出した 撤去ノウハウと仕組みを使えば誰でも稼げる 仕入れ、在庫、売る苦勞もない方法！

(ウ) 放置自転車ビジネスのポイント2（スライド番号19）

なぜ^甲には撤去依頼が来るのか？ →圧倒的な実績と、責任の所在がはっきりとした撤去ノウハウ

(エ) 放置自転車ビジネスのポイント3（スライド番号20）

^甲の輸出業者を使うことができる 自転車を撤去することが出来れば、すぐにお金に変えることができる。

(オ) 輸出業者①～③（スライド番号25～27）

（回収された放置自転車を）800円～1000円で買います！

(カ) 数の原理で優位に立つ1 (スライド番号40)

パートナーが集まると自転車が集まる 自転車が集まると好循環が生まれる ひとりひとりの撤去台数は少ないが皆の力がひとつになると輸出業者をコントロールできる

5 (キ) 放置自転車ビジネスシミュレーション (スライド番号59)

年収500万円→年収700万円→さらなる展開可能 毎月48万円手元に残る 年間576万円手元に残る その他年間で見込まれる収入169万円 $576万円 + 169万円 = 745万円$

10 (ク) 放置自転車ビジネスシミュレーション (副業) (スライド番号60)

年収100万円→年収240万円→さらなる展開可能 毎月8.5万円手元に残る 年間102万円手元に残る その他年間で見込まれる収入144万円 $102万円 + 144万円 = 246万円$

(ケ) パートナー参加費 (スライド番号63)

パートナー参加費299万円 システム利用料3万円/月 +消費税

15 (コ) 299万円は高いか? (スライド番号67)

この仕組みができるまでお金と時間がかかっている (8年1億・・・)
お金を生むノウハウを299万円で買う

(カ) 普通のビジネスと比較してみてください (スライド番号65)

20 経費ほとんどかからない 実績・信用・信頼を使える 答えがある (ビジネスパック) スタート時点で圧倒的 未開拓市場 (ブルーオーシャン) 他人のリソースを活用 (輸出業者)

25 エ 第1審被告^乙及び同^丙は、本件セミナー及びその後の面談において、第1審原告らに対し、前記ウの配付資料 (甲2) に沿った説明をしたほか、放置自転車は回収しきれないくらいの量がある、放置自転車ビジネス業界はライバル業者がいないブルーオーシャン (未開拓市場) である、一人勝ち状態だから加盟するなら今がチャンスだ、チラシをまくだけで依頼が来る、

パートナーになることで月70万円から100万円程度の収入が得られる、すでに加盟しているパートナーで結果の出ていない(うまくいっていない)人はいないなどと内容虚偽の説明を行い、パートナー制度への加盟を勧誘した。また、第1審原告^B及び同^Cが参加した本件セミナーには、すでにパートナーとなっていた^D(例外的に小規模な回収先を確保している。)が講師として参加しており、月50万円の利益を上げているなどと話した。(第1審被告^Z本人)

(5) 第1審原告^Aの加盟申込みと加盟金等の支払

ア 第1審原告^Aは、会社員として働いていたが、本件セミナー及びその後の面談において、第1審被告^Z及び同^丙から前記(4)のとおりの内容虚偽の説明を聞き、説明内容が真実であると誤信したため、パートナー制度に加盟すれば月70万円以上の収入を得ることができると考え、加盟を決意した。

イ 第1審原告^Aは、加盟金名目で、平成25年5月7日に30万円、同月31日に283万9500円、合計313万9500円を、第1審被告^Z及び同^丙が指定した「^丙」名義の口座(以下「本件口座」という。)に振り込んで支払った。(甲5)

ウ 第1審原告^Aは、平成25年6月26日、^丙宛ての「パートナー加盟申込書」(甲3)に必要事項を記入の上、署名押印した。第1審原告^Aと第1審被告^Z及び同^丙は、第1審原告^Aのエリア(商圏)を江東区、中央区、千代田区とすることで合意した。商圏の意味(契約上の効果)は全く不明なままであったが、別の商圏を指定する場合には別途加盟金を支払う必要がある旨が申込書に記載されていた。(甲3)

エ 第1審被告らは、加盟したパートナーに対し、ビジネスパックと称するマニュアルやチラシの書式等(乙11)を配布しており、第1審原告^Aもこれを受領した。

オ 第1審被告らは、加盟したパートナーに対し、第1審被告らや他のパートナーから営業のノウハウを学び、質問に対する回答を受け、業務に関する連絡をする場と称して、チャットワークシステムを提供し、パートナーからはシステム利用料名目で月額3万円（税別）を徴収していた。第1審原告^Aは、システム利用料の名目で、平成26年1月5日、同月30日、同年2月27日に各3万1500円、同年3月27日に3万2400円、合計12万6900円を本件口座に振り込んで支払った。（甲5、乙12～14）

(6) 第1審原告^Bの加盟申込みと加盟金等の支払

ア 第1審原告^Bは、自営業を営んでいたが、本件セミナー及びその後の面談において、第1審被告^Z及び同^丙から前記(4)のとおりの内容虚偽の説明を聞き、説明内容が真実であると誤信したため、パートナー制度に加盟すれば月70万円以上の収入を得ることができると考え、加盟を決意した。

イ 第1審原告^Bは、平成25年9月上旬頃、第1審被告^Z及び同^丙と面談し、パートナー制度への加盟を申し込んだ。第1審原告^Bは、加盟申込書を作成しなかった。第1審原告^Bは、第1審被告^Z及び同^丙との間で、第1審原告^Bのエリア（商圏）を世田谷区、狛江市、調布市とすることで合意した。商圏の意味（契約上の効果）は、全く不明なままであった。

ウ 第1審原告^Bは、平成25年10月18日、加盟金名目で313万9500円を本件口座に振り込んで支払った。また、システム利用料名目で、平成26年2月28日に3万1500円、同年3月28日に3万2400円、合計6万3900円を支払った。（甲6）

エ 第1審原告^Bは、第1審被告らからビジネスパック（乙11）を受領した。

(7) 第1審原告^Cの加盟申込みと加盟金の支払

ア 第1審原告^Cは、会社員として働いていたが、本件セミナー及びその後の面談において、第1審被告^Z及び同^丙から前記(4)のとおりの内容虚

偽の説明を聞き、説明内容が真実であると誤信したため、パートナー制度に加盟すれば月70万円以上の収入を得ることができると考え、加盟を決意した。

イ 第1審原告^Cは、平成26年3月18日、加盟金名目で313万9500円を本件口座に振り込んで支払った。(甲7)

ウ 第1審原告^Cは、平成26年3月23日、^丙宛ての「パートナー加盟申込書」(乙19)に必要事項を記入の上、署名押印した。第1審原告^Cは、第1審被告^乙及び同^丙との間で、第1審原告^Cのエリア(商圈)を渋谷区及び世田谷区の一部とすることで合意した。商圈の意味(契約上の効果)は全く不明なままであったが、別の商圈を指定する場合には別途加盟金を支払う必要があることが申込書に記載されていた。(乙19)

(8) 第1審原告^A及び同^Bの営業の結果

ア 第1審原告^Aは、平成25年7月からパートナーとして放置自転車回収の営業を開始した。第1審原告^Aは、第1審被告らから渡されたチラシ数千枚を担当エリアのほとんどすべてのマンションや商業施設等に配布したが、ほとんど反響はなく、ごくわずかな台数しか放置自転車を回収することができなかった。平成25年7月の売上げはゼロ、同年8月から10月までの売上げも2万円前後にとどまった。第1審原告^Aは、同年10月にそれまで勤務していた会社を辞めて放置自転車の回収・販売業に専念したが、回収依頼はほとんどなく、同年7月から平成26年4月までの間の売上高は、最も多い月で16万0600円、月平均は約4万円(システム利用料を控除すると利益は月平均約8000円)であった。(甲15, 18)

イ 第1審原告^Bは、平成25年11月からパートナーとして放置自転車回収の営業を開始した。第1審原告^Bは、担当エリアに数千枚のチラシを配布したが、同月から平成26年4月までの売上げは、最も多い月で7万7

510円、月平均は約4万7000円（システム利用料と控除すると利益は月平均約1万5000円）であった。（甲15, 18）

(9) 他のパートナーの営業結果

平成25年頃以降、第1審被告らの放置自転車回収・販売業のパートナーとなった事業者の大半も、第1審原告^A及び同^Bと同様、売上げはせいぜい数万円程度にとどまり、システム利用料を控除すると赤字（利益が全く上がっていない）のパートナーもいた。第1審原告らは、平成26年4月、当時第1審被告らのパートナーとなっていた14名が集まる会合に参加して、他のパートナーも大半が、放置自転車の回収台数が非常に少なく、事業として成り立っていないことを知った。（甲13, 14, 16～18, 30～32）

(10) 第1審原告らのチャットワークシステム接続の第1審被告らによる遮断

ア 第1審原告^Aは、平成26年5月15日頃、他のパートナーとともに、第1審原告ら訴訟代理人を通じて、第1審被告らに対し、権利義務関係を明確にすること、ノウハウを提供すること、エリア（商圈）を確立し、パートナー間の不公平を是正することなどを求める申入れ書を送付した。（乙1）

イ 第1審被告らは、平成26年5月下旬頃、第1審原告らのチャットワークシステムへの接続を第1審原告らの事前の了解なく一方的に遮断した。第1審原告^A及び同^Bは、高額の加盟金の返還も受けていないのに、パートナーとして放置自転車の回収・販売業を継続することができなくなった。第1審原告^Cは、高額の加盟金の返還も受けていないのに、パートナーとしての営業を開始することすらできなかった。

3 第1審被告らの共同不法行為の成否について

(1) 契約主体及び内容の不明確性

前記2認定のとおり、第1審原告^A及び同^Cは、パートナー制度への申込みの際し、^甲宛ての加盟申込書（甲3, 乙19）を作成しているが、第1審原告^Bは作成していない。第1審原告らはそれぞれ300万円内

5 外の加盟金を支払っているにもかかわらず、上記加盟申込書によっても、第1
審原告ら及び第1審被告ら側の契約主体がそれぞれどのような権利を取得し、
義務を負うのか明らかでなく、そもそも第1審被告ら側の契約主体は誰である
のか（^丙こと第1審被告^丙個人か、第1審被告^甲か、そ
れとも双方か）すら明らかでない。また、上記加盟申込書以外にこれらの点を
明らかにする契約書等の文書は作成されていない。そうすると、第1審被告ら
は、契約の主体も内容も不明確なままに、第1審原告らから加盟金及びシステ
ム利用料名目で金員を取得したといわざるを得ない。

10 (2) 第1審被告らのパートナー制度の根本的な欠陥

ア 前記2認定の事実及び証拠（甲16, 17, 20~23, 26~28, 3
0~32, 乙11~13, 第1審原告ら本人, 第1審被告^乙本人）を総合
すると、第1審原告^A及び同^Bのほか、第1審被告らのパートナーが放
置自転車回収・販売業によって利益を上げることができなかった原因とし
て、以下の事情があったと認められる。

15 (ア) 前記2(2)のとおり、放置自転車回収・販売業には既に多くの業者が参入
済みであり、放置自転車は無限にあるとか、ライバル業者のいない未開
拓市場（ブルーオーシャン）であるとかいう第1審被告らの説明は虚偽
であった。また、パートナーのエリア（商圏）である千代田区、中央区、
江東区、渋谷区、世田谷区、調布市などに所在する病院や大学等の大口の
20 回収先は、すでに第1審被告^甲が回収先として押さえており、
第1審被告^甲とパートナーとの間で競業関係が生じている場合
があった。第1審被告らは、このような競業関係も第1審原告らに説明
しておらず、商圏内においては独占的な営業ができるという錯覚に陥っ
ていた。

25 (イ) 自転車回数台数が少ないと、自転車輸出業者（前記2(4)ウの(エ)、(オ)、(カ)、
(イ)参照）に回収した自転車を買取ってもらうことは困難であった。第

1 審被告らは、パートナーに対し、隣接するエリア（商圏）のパートナーと協力して放置自転車の台数を40台から50台にまとめて輸出業者に買い取ってもらうよう指示していたが、そもそも隣接するエリア（商圏）でも放置自転車が回収できておらず、台数をまとめるために回収に時間がかかると団地などの回収先から回収をキャンセルされるなどして、第1 審被告らの指示どおりにはならなかった。

6
5
10
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

(ウ) 商圏（エリア）の指定の目的や効果が不明確であり、独占的営業ができるかの錯覚に陥らせて加盟金300万円を支払わせる道具となっていた。第1 審被告らは、パートナーに指定したエリア（商圏）を、後から加盟した他のパートナーにも割り振った（第1 審原告^Bのエリア（商圏）である世田谷区の一部を第1 審原告^Cに割り振ったのもその一例）。このため、パートナー同志が同じエリア（商圏）^甲内で競業関係に立つ結果になることがあった。また、第1 審被告^乙が押さえた大口の回収先を、エリア外のパートナーに割り振るなど、不公平な利益の分配も行っていた。

(エ) 第1 審被告らは、加盟を申し込んだパートナーに対し「ビジネスパック」（乙11）を交付したが、その大半は、チラシ、警告文書、報告文書の書式等であって、放置自転車回収・販売業によって売上げを上げるための特別なノウハウが含まれているものではなかった。また、実際にも売上げ拡大にはほとんど効果がなかった。第1 審原告^A及び同^Bが第1 審被告らの名前（^甲）が入ったチラシを配布しても、反響はほとんどなかった。すでに多数の業者が放置自転車回収・販売業に参入している状況の下では、第1 審被告らにパートナーの売上げにつながるほどの実績や信用があったとは認められない。

(オ) 第1 審被告^乙及び同^丙は、パートナーに対し、チャットシステムを

通じて助言や指導（乙12, 13）をしていたが、その内容は叱咤激励の域を出るものではなく、売上げを上げるための具体的な助言や指導はなかった。

5 (カ) パートナーは第1審被告らから自転車輸出業者の紹介を受けることができたが、買取実現や買取価格の保証はなく、放置自転車の買取価格は、個々のパートナーの交渉に委ねられていた。パートナーは輸出業者から
10 買い叩かれることが多く、本件セミナーの配布資料（甲2）に記載された1台800円から1000円の価格で買い取ってもらえることは稀であり、実際の買取価格はせいぜい500円程度であった。台数が少ないので買い取ってもらえないことも多かった。また、輸出業者との交渉に関しても、第1審被告らから有益な指導や助言は得られなかった。

15 イ 前記アの事情を総合すると、第1審被告^乙及び同^丙が考案したパートナー制度による放置自転車回収・販売業は、そもそも大半のパートナーが利益を上げることすら困難な欠陥ビジネスであり、第1審被告らにはパートナーに利益を上げさせるだけのノウハウも信用もなかったといわざるを得ない。第1審被告^乙及び同^丙が勧誘の際にした「パートナーになれば月70万円から100万円程度の収入が得られる」という説明はおよそあり得ない話であったというほかない。

20 ウ 第1審被告らは、パートナーの中には高額の利益を上げた者もいると主張し、これを裏付ける証拠として領収書控や通帳等（乙20, 23）を提出している。しかしながら、前記ア(ウ)のとおり、第1審被告^甲が大口の回収先をそのエリア（商圏）のパートナーには割り振らず、裁量によって特定の他のパートナー（たとえば、第1審被告^乙及び同^丙による勧誘の際に講師役を務めるパートナーなど）に割り振るなど、不公平な利益分配を行っていたことを考慮すると、上記証拠によって前記イの認定を左右するには足りない。

また、第1審被告らは、第1審原告らは副業として放置自転車回収業のパートナーに加盟したと主張し、申込書（甲3，乙19）に申込時の現職の記載があることを援用し、主張に沿う内容の陳述書（乙14）を提出し、供述（第1審被告^乙本人）をする。しかしながら、第1審原告らの陳述書や本人尋問の結果に照らし、前掲各証拠は採用することができず、他に副業として加盟したことを認めるに足りる証拠はない。

(3) 第1審被告^乙及び同^丙の詐欺

ア 前記2及び3(2)認定の事実を総合すると、かねてから放置自転車回収・販売業に従事していた第1審被告^乙及び同^丙は、第1審原告らを勧誘した時点で、すでに多数の業者が同業に参入しており、300万円内外の加盟金を支払ってパートナーとして新規加盟者になっても、自らの営業努力で回収できる自転車の台数はわずかであることを知っていたと認められる。また、第1審被告^乙及び同^丙が第1審原告らを勧誘した時点で、それ以前に加盟したパートナーの大半はせいぜい月数万円程度の売上げしか上げられない状態であり、第1審被告^乙及び同^丙はそのことを認識していたと認められる。そうであるにもかかわらず、第1審被告^乙及び同^丙は、第1審原告らに対し、放置自転車は無限にあり、ライバルのいない未開拓市場（ブルーオーシャン）であって、パートナーになれば、月70万円ないし100万円程度の収入を得ることができる、結果の出ていないパートナーはいないなどと虚偽の説明をして第1審原告らを勧誘した上その旨誤信させ、1人当たり300万円内外の加盟金を支払わせてこれを受領しているから、第1審被告^乙及び同^丙の勧誘行為は、故意による詐欺として不法行為に該当するといえる。

イ 第1審被告らは、勧誘に当たっては一定のセールストークは許されると主張する。しかし、前記2(3)及び(4)において認定したとおり、第1審被告^乙及び同^丙は、株式会社^丙から出版した本件書籍1で、放置自

転車回収・販売業によって第1審被告^乙が数年間で10億円、第1審被告^丙が月平均約60万円の利益を稼いだ実績があると記載し、本件セミナーにおいては、月70万円から100万円程度の収入を得ることができると説明しているところ、そもそも第1審被告^乙及び同^丙が考案したパートナー制度には前記(2)のとおり根本的な欠陥があり、第1審原告^A及び同^Bだけではなく、他のパートナーの大半も、せいぜい月数万円程度の売上げしか上げることができていない。第1審被告^乙及び同^丙の勧誘は、セールストークの範囲にとどまるものではなく、故意による詐欺に当たるとは明らかである。

(4) 第1審被告らの共同不法行為責任^乙

ア 以上によれば、第1審被告^乙及び同^丙は、前記(3)の詐欺行為について、第1審原告らに対し共同不法行為責任を負うといえる。なお、以上によれば、第1審被告らに、第1審原告らが主張する情報提供義務違反があることも明らかである。第1審被告^乙は、第1審被告^甲の代表取締役として、同被告の業務に関して勧誘行為を行ったと認められるから、第1審被告^甲もまた、第1審被告^乙及び同^丙とともに第1審原告らに対し共同不法行為責任を負う。

イ 第1審被告らは、第1審原告らとの間で理由の如何にかかわらず加盟金等を返還しない旨を合意していたから、第1審原告らの損害賠償請求は認められないと主張している。確かに、第1審原告^A及び同^Cが作成した「パートナー加盟申込書」(甲3, 乙19)には、その旨の記載がある。しかし、加盟金の取得自体が第1審被告らによる不法行為の結果によるものであり、第1審被告ら主張の合意があったとしても、詐欺による不法行為に基づく損害賠償義務が消滅するものではない。第1審被告らの主張は理由がない。なお、前記(1)認定のとおり、上記申込書からは契約の主体も内容も明らかではないから、上記記載をもって第1審被告ら主張に係る合意が成

立したとも認められない。

4 第1審原告らの損害及び過失相殺の可否

(1) 加盟金及びシステム利用料相当額の損害

ア 前記2認定の事実によれば、第1審原告らが支払った加盟金及びシステム利用料(第1審原告^A 326万6400円, 同^B 320万3400円, 同^C 313万9500円)は、第1審被告^Z及び同^丙の違法な詐欺による勧誘によって支払われたものというべきであるから、第1審被告らの共同不法行為による損害額と認められる。

イ 第1審被告らは、第1審原告らは、第1審被告らからビジネスパックの提供を受け、第1審被告らのチャットワークシステムを利用しており、加盟金及びシステム利用料相当額の利益を得ているから、第1審原告らに損害は発生していないと主張する。しかしながら、第1審原告らは、第1審被告^Z及び同^丙の詐欺によって、加盟金及びシステム利用料相当額を騙し取られたものであり、第1審被告らのビジネスパック及びチャットワークシステムによって何らかの利益を得たとは認められない。第1審被告らの主張は採用できない。なお、第1審原告^Cは、これらを利用する前に第1審被告らから一方的にシステム接続を遮断されている。第1審原告^A及び同^Bは、第1審被告らからビジネスパックの提供を受け、チャットワークシステムを利用してはいるが、前記3(2)アの(エ)及び(オ)認定のとおり、これらは第1審原告^A及び同^Bの売上げにほとんど役に立っていない。

(2) 過失相殺について

第1審被告らは、第1審原告らは有名企業等で働くビジネスマンであるにもかかわらず、第1審被告らに対し希望エリア(商圏)の売上予測等の情報を求めているなど、第1審原告らには重大な過失があるから過失相殺が認められるべきであると主張する。

しかしながら、本件のような故意による不法行為であって犯罪成立の可能

性すらあるものによる被害について、過失相殺をすることは、極力避けるべきである。第1審被告^乙及び同^丙は、第1審原告らが放置自転車回収・販売業に関する知識や経験が全くないことにつけこんで、故意に加盟金等の名目で金員を騙し取ったものであることを考慮すると、第1審原告らに、損害額の算定に当たって考慮しなければならないほどの落ち度があったとは認められない。過失相殺は、当事者間の公平を図るため、損害賠償の額を定めるに当たって、被害者の過失を考慮する制度であるところ、第1審被告らの不法行為は、故意による違法な詐欺行為であって、このような場合に、被害者である第1審原告らの損害額を減額することは、加害者である第1審被告らに対し、故意に違法な手段で取得した利得を許容する結果になって相当でない。過失相殺に関する第1審被告らの主張は採用できない。

(3) 弁護士費用

本件の事案の内容及び前記(1)の加盟金及びシステム利用料相当額の損害額等一切の事情を考慮すると、第1審被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の額は、前記(1)の第1審原告らの各損害額の約10%に相当する各30万円と認めるのが相当である。

(4) まとめ

以上によれば、第1審被告らの不法行為により、第1審原告^Aが被った損害額は356万6400円、同^Bが被った損害額は350万3400円、同^Cが被った損害額は343万9500円となる。

第5 結論

以上によれば、第1審原告らの請求は理由があるからいずれも全部認容すべきである。これと異なり、第1審原告らの請求を第1審原告^Aにつき179万3200円、第1審原告^Bにつき176万1700円、第1審原告^Cにつき172万9750円及びこれらについての各遅延損害金の限度で一部認容し、その余を棄却した原判決は一部失当である。よって、第1審原告らの控訴は理由があるか

ら、原判決を上記のとおり変更して全部認容し、第1審被告らの控訴は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

5
裁判長裁判官

齊山

宏

10
裁判官

吉田

彩

裁判官

角井

俊文

これは正本である。

平成30年5月23日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 奥



平成29年12月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第25799号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年9月14日

判 決

5 [Redacted]

原告 [Redacted] A

[Redacted]

原告 [Redacted] B

[Redacted]

10 原告 [Redacted] C

上記3名訴訟代理人弁護士 中 村 昌 典

[Redacted]

被告 株式会社 [Redacted] 甲

上記代表者代表取締役 [Redacted] 乙

[Redacted]

15 被告 [Redacted] 乙

[Redacted]

被告 [Redacted] 丙

上記3名訴訟代理人弁護士 土 屋 賢 司

主 文

20 1(1) 被告株式会社 [Redacted] 甲 丙 は、被告 [Redacted] 乙
 [Redacted] と連帯して、原告 [Redacted] A に対し、179万3200円及びこれに対す
 る平成27年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、
 179万3200円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5
 25 分の割合による金員の限度で被告 [Redacted] 乙 甲 と連帯して)を支払え。

(2) 被告 [Redacted] 乙 甲 は、被告株式会社 [Redacted] 乙 丙 及び被告 [Redacted] 乙

丙
と連帯して、原告 A に対し、179万3200円及びこれに対する平成27年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5
(3) 被告 丙 は、原告 A に対し、179万3200円及びこれに対する平成27年9月20日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、179万3200円及びこれに対する同年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告株式会社 甲 乙 と連帯して、179万3200円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告 乙 と連帯して）を支払え。

10
2(1) 被告株式会社 甲 は、被告 丙 と連帯して、原告 乙 に対し、176万1700円及びこれに対する平成27年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、176万1700円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告 乙 丙 と連帯して）を支払え。

15
(2) 被告 乙 は、被告株式会社 甲 及び被告 丙 と連帯して、原告 B に対し、176万1700円及びこれに対する平成27年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

20
(3) 被告 丙 は、原告 B に対し、176万1700円及びこれに対する平成27年9月20日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、176万1700円及びこれに対する同年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告株式会社 甲 乙 と連帯して、176万1700円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告 乙 丙 と連帯して）を支払え。

3(1) 被告株式会社^甲 [redacted] は、被告^丙 [redacted]
[redacted] と連帯して、原告 [redacted] に対し、172万9750円及びこれに対す
る平成27年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、
172万9750円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5
分の割合による金員の限度で被告^乙 [redacted] と連帯して）を支払え。

(2) 被告^乙 [redacted] は、被告株式会社^甲 [redacted] 及び被告^丙 [redacted]
[redacted] と連帯して、原告^乙 [redacted] に対し、172万9750
円及びこれに対する平成27年10月2日から支払済みまで年5分の割合に
よる金員を支払え。

(3) 被告^丙 [redacted] は、原告^C [redacted] に対し、172万975
0円及びこれに対する平成27年9月20日から支払済みまで年5分の割合
による金員（ただし、172万9750円及びこれに対する同年9月25日
から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告株式会社^甲 [redacted]
[redacted] と連帯して、172万9750円及びこれに対する同年1
0月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告^乙 [redacted] と
連帯して）を支払え。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告らの負担とし、その余を原告らの負
担とする。

6 この判決は、第1項ないし第3項につき、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求 ^甲 ^丙

1(1) 被告株式会社 [redacted] は、被告 [redacted]
[redacted] と連帯して、原告^A [redacted] に対し、356万6400円及びこれに対す
る平成27年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、
356万6400円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5

分の割合による金員の限度で被告^乙と連帯して)を支払え。

(2) 被告^乙は、被告株式会社^甲及び被告^丙
と連帯して、原告^Aに対し、356万6400
円及びこれに対する平成27年10月2日から支払済みまで年5分の割合に
よる金員を支払え。 ^丙

(3) 被告^丙は、原告^Aに対し、356万6400
円及びこれに対する平成27年9月20日から支払済みまで年5分の割合
による金員(ただし、356万6400円及びこれに対する同年9月25日
から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告株式会社^甲
と連帯して、356万6400円及びこれに対する同年1
0月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告^乙
と連帯して)を支払え。

2(1) 被告株式会社^甲は、被告^丙
と連帯して、原告^Bに対し、350万3400円及びこれに対
する平成27年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員(た
だし、350万3400円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで
年5分の割合による金員の限度で被告^乙と連帯して)を支払え。

(2) 被告^乙は、被告株式会社^甲及び被告^丙
と連帯して、原告^Bに対し、350万3400
円及びこれに対する平成27年10月2日から支払済みまで年5分の割合
による金員を支払え。

(3) 被告^丙は、原告^Bに対し、350万34
00円及びこれに対する平成27年9月20日から支払済みまで年5分の割
合による金員(ただし、350万3400円及びこれに対する同年9月25
日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告株式会社^甲
と連帯して、350万3400円及びこれに対する同年

10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告^乙と連帯して)を支払え。

3(1) 被告株式会社^甲は、被告^丙と連帯して、原告^乙に対し、343万9500円及びこれに対する平成27年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、343万9500円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告^乙と連帯して)を支払え。

(2) 被告^乙は、被告株式会社^甲及び被告^丙と連帯して、原告^乙に対し、343万9500円及びこれに対する平成27年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告^乙は、原告^乙に対し、343万9500円及びこれに対する平成27年9月20日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、343万9500円及びこれに対する同年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告株式会社^甲と連帯して、343万9500円及びこれに対する同年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告^乙と連帯して)を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らが被告株式会社^甲(以下「被告会社」という。)・被告^丙(以下「被告^丙」という。)との間で締結した放置自転車事業のためのパートナー契約について、被告会社、被告会社代表者である被告^乙(以下「被告^乙」という。)及び被告^丙において上記契約の締結に至るまでに情報提供義務違反があったなどとして、被告らに対し、共同不法行為に基づき、上記契約上の加盟金・システム利用料・弁護士費用相当額の損害賠償及びこれに対する各訴状送達日(被告会社に

乙 丙
ついて平成27年9月24日、被告乙について同年10月1日、被告丙について同年9月19日)の翌日以降の民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求する事案である。

5
1 前提事実(争いのない事実と証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

(1) 当事者

被告会社は、放置自転車の撤去等を事業とする株式会社であり、被告乙は被告会社の代表者であり、被告丙は「乙」という商号で被告乙と共に上記事業に係るビジネスセミナーを開催していた者である。

10
2) 原告Aは平成25年4月26日ころ、原告Bは同年8月ころ、原告Cは平成26年2月14日ころ、被告会社及び被告丙が東京都内JR有楽町駅付近の東京国際フォーラム内の会場において共同で開催した「放置自転車ビジネスセミナー」と題する有料セミナー(参加費1万円、以下、原告らが参加した上記各セミナーを総称して「本件セミナー」という。)に参加した。

15
3) 本件セミナーは、「乙」という屋号を用いて被告らが運営している放置自転車事業への参加を希望する者を対象としたものであり(以下「本件事業」という。)、実施の際に説明会用の資料(甲2、以下「本件説明資料」という。)が配布され、パワーポイントでも同内容が提示された。

20
本件説明資料には、日本一の放置自転車撤去集団をつくるためにパートナー制度を考えたこと、通常のビジネスは人・物・金が必要だが、放置自動車ビジネスは人・物・金が不必要であること(自転車が集まれば集まるほど売り上げが伸び、数の原理で協力者が仕事をしてくれるようになるので経費を抑えることが可能となり、少ないお金で大きく稼ぐことができ、リスクなく経営を安定させることが可能となること)、パートナーは独立した事業主だがチームでもあり、パートナー同士の情報交流・ノウハウの共有等のためコ

25

コミュニティがあること、パートナー制度は個人レベルでお金と時間を生み出すビジネスの仕組みを構築した究極のビジネスモデルであること等の記載があり、これらに加え、本件説明資料には、放置自転車ビジネスシュミレーションと題して以下を記載した別紙のとおり表(1・2)が含まれていた。

6 (4) 原告らは、本件セミナーを各受講した後、原告^Aが平成25年5月31日までに、原告^Bが平成25年10月18日、原告^Cが平成26年3月18日、加盟金313万9500円(税込み)を被告会社または被告^丙名義の銀行口座を指定されて当該口座に送金し、パートナーとして加盟する旨申込みをした。上記各送金後、原告らは、被告会社から「パートナー加盟申込書」を交付された(甲3、以下「本件申込書」という。)(甲5~7(枝番を含む))

10 (5) 原告らは、上記申込書の記載事項を記載し、署名押印の上、被告会社または被告^丙に対し提出して、被告会社・被告^丙との間で、原告らがパートナーとして本件事業の本部である被告会社・被告^丙から放置自転車回収のノウハウの提供を受けることなどを内容とするパートナー契約(フランチャイズ契約の性質を有するものであり、以下原告らと被告会社・被告^丙間のこれらの契約を総称して「本件契約」といい、原告^Aに係る本件契約を個別に示すときは「本件契約1」、原告^Bに係る本件契約を個別に示すときは「本件契約2」、原告^Cに係る本件契約を個別に示すときは「本件契約3」、本件契約上の上記パートナーを単に「パートナー」という。)を締結した(本件契約締結に際して原告らがそれぞれ担当することとされた地区(商圈)は、原告^Aが江東区・千代田区・中央区、原告^Bが世田谷区・狛江市・調布市、原告^Cは渋谷区と世田谷区の一部である。))

16
20
25 本件契約内容については、本件申込書及び本件説明資料に記載があるほかは、加盟者の権利義務に関する書面は作成されなかった。

(6) 原告^A及び原告^Bは、本件事業のために構築されたチャット機能

等の付されたシステム（以下単に「システム」という。）の利用料として、原告^Aがシステム利用料合計12万6900円を、原告^Bがシステム利用料合計6万3900円を被告会社又は被告^丙に対し支払った。

6 (7) 原告^Aは、平成26年5月15日ころ、被告らに対し、本件契約と同様の契約を締結した他のものと共に、原告代理人を通じて、①本件事業の本部とパートナー間の権利義務関係を明確にすること、②加盟金に見合うノウハウの提供、③既存の商圈を侵害して新たにパートナー契約を締結するなどの不公正が生じているので、エリア（商圈）の確立及び
10 パートナー間の不公正の是正することなどをそれぞれ求める文書を内容証明郵便として送付した。（乙1）

(8) 被告会社は、同月下旬以降、原告らが上記システムを利用するのを拒絶するに至った。

2 争点

15 (1) 被告に情報提供義務違反があったか否か

(原告の主張)

ア フランチャイジーになろうとする者は、フランチャイザーと契約を締結するかどうかを、フランチャイザーがフランチャイジーになろうとする者に提供する売上高や利益といった情報に依拠して意思決定する。そして、
20 フランチャイジーになろうとする者は当該事業について何のノウハウも知識もないからこそノウハウのあるフランチャイザーとフランチャイズ契約をしようとするのであり、示された数値の正確性を吟味する専門的能力や情報を有していないのが通常であるから、シミュレーションとして売上高や利益の数値が提示されれば、フランチャイジーになろうとする者はまさにその数値に依拠して契約するかどうかを決することになる。したがって、フランチャイザーがフランチャイジーになろうとする者に提供する情

報は、契約を締結するか否かについての的確な判断を可能とする、合理的根拠に基づいた客観的かつ正確な情報を提供すべき義務（情報提供義務）がある。

しかし、被告らには、以下のイ・ウの情報提供義務違反があった。

5 イ 不合理な売上高告知

被告らは、原告らの参加した本件セミナーにおいて、甲2号証と同内容のパワーポイントを示しながら、①ビジネスモデルとしての優位性を「撤去ノウハウと仕組みを使えば誰でも稼げる」「パートナー制度とは個人レベルで、お金と時間を生み出すビジネスの仕組みを構築した究極のビジネスモデル」「日本一の放置自転車撤去集団」などと強調し、②他のフランチャイズと比較しての優位性を便利屋フランチャイズ、ブランドビジネス・金買取フランチャイズビジネスを比較対象として提示し、③競争相手の不在を「有料による自転車撤去は、ライバルが見当たらないオンリー1を確立」「本当の自転車撤去ナンバーワンになった」「未開拓市場（ブルーオーシャン）」「放置自転車はとにかく沢山ある、まだまだ市場はがら空き」などと強調した上で、④別紙のとおり、売上高・経費・利益のシミュレーションを「年収500万円→年収700万円→さらなる展開可能」として「輸出A 800円×400台=32万円」「年間57万円×12=684万円」などと提示した上で、口頭で「毎月48万円手元に残る」「年間576万円手元に残る」「576万円+169万円=745万円」「立場に関係なくやったらしっかり稼げる」という説明をし、⑤さらに、原告^Aが参加した本件セミナーにおいては口頭で「年間700万円、頑張れば1000万円」、「工夫されたチラシをまけば必ず依頼は来る」、（個別の質問に対し）「毎年回収しきれないぐらいの放置自転車が出るので問題ない」、「利益に関して幸せのおすそ分けだ」などと説明し、原告^Bが参加した本件セミナーにおいて

は実態とは大きく異なる「月70万円から月100万円」といった過大な売上高を口頭で説明し、原告^Cが参加した本件セミナーにおいては口頭で「全国に39名パートナーがいるが上手く行っていない人は一人もいない」「このビジネスを東京23区内でやれば月の利益として50万円以上は行く」「100万円は頑張れば可能な数字」などと説明して、参加者に対し契約を勧誘した。

被告らが示した上記シミュレーションの数値は、計算の根拠となる放置自転車台数には根拠がないこと、既存加盟店の実情を無視した数値であり、加盟者の平均的実態とかけ離れていること（持続的にシミュレーションの数値を達成している加盟者は一人もいない。）などからすれば、
10 全く合理的根拠に基づくものといえない。

ウ 営業不振による閉鎖店舗の存在に関する不告知

被告らは、原告らとの本件各契約締結前の段階で、複数のパートナーが売上不振で赤字経営となっていたにもかかわらず、原告との本件契約前にそのことを原告に告知せず、かえって、「上手くいっていないオーナーは一人もいない」などと強調して原告らを勧誘した。

エ 原告らは、被告らから正確・適切な情報を提供されていれば、本件契約を締結することはなかったのであるから、被告らの情報提供義務違反（不法行為）は明らかである。

オ この点、被告らは、原告らが副業として本件契約を締結したかのような主張をするが、原告らは本件セミナー参加時点で他の会社等に勤務していたというにすぎず（本件申込書の記載は申込み当時の勤務先が記載されているに過ぎない。）、300万円以上（税込み）の加盟金を支払って副業とする目的で加盟することは通常考えられないことから、被告らの主張は理由がない。
20
25

カ 本件における原告らに対する情報提供義務違反は被告会社の代表者であ

乙 丙
る被告^乙及び被告^丙が共謀の上、共同して行ったものであり、また、被告^乙は被告会社の代表者であり、同社の職務として行ったものであるから、被告らは不法行為の実行者または共同不法行為者として不法行為責任を負う。

6 (被告らの主張)

否認ないし争う。原告ら主張の情報提供は抽象的なものであるが、この点を置くとしても、被告らには原告に対し、既存パートナーの売上高や平均値を提供する義務はないし、被告らは本件セミナーに当たって提供したあくまで一般的・仮定的な計算上の数値として記載したシミュレーションであるから原告らにおいて当該シミュレーションの提示により誤信が生じる余地はない。被告らは既存パートナーの売上高に関する情報を収集しておらず、その平均値の情報も有していないから、被告らが原告らに対して既存パートナーの売上高に関する情報を提供すること自体不可能であり、この点からも被告らの情報提供義務は認められないし、当該シミュレーションにおいては被告^乙や被告^丙が実際に実現している売上高や単価をベースにしている。加えて、被告らの説明、勧誘は個別具体的な加盟店を前提としない抽象的なシミュレーションを内容としていること、個々の原告らに対する売上予測ではなく本件セミナーにおける一般的な説明にとどまること、さらに、原告らの属性（有名企業等で働くビジネスマンであり、本件事業への加盟は副業として予定していたものであった。）にもかかわらず、希望エリアの売上予測の情報も求めていなかったことなどによれば、被告らに情報提供義務違反は認められない。

15 (2) 損害の発生及び額

25 (原告の主張)

原告らは、被告らの不法行為により、以下の各損害を被った。

A
ア 原告 [REDACTED]
加盟金 313万9500円
システム利用料 12万6900円
弁護士費用 30万円
以上の合計 356万6400円

B
イ 原告 [REDACTED]
加盟金 313万9500円
システム利用料 6万3900円
弁護士費用 30万円
以上の合計 350万3400円

C
ウ 原告 [REDACTED]
加盟金 313万9500円
弁護士費用 30万円
以上の合計 343万9500円

(3) 過失相殺

(被告らの主張)

仮に情報提供義務違反が認められるとしても、上記のとおり、被告らの説明、勧誘は個別具体的な加盟店を前提としない抽象的なシミュレーションを内容としていること、個々の原告らに対する売上予測ではなく本件セミナーにおける一般的な説明にとどまること、さらに、原告らの属性（有名企業等で働くビジネスマンであり、本件事業への加盟は副業として予定していたものであった。）にもかかわらず、希望エリアの売上予測の情報も求めていなかったことに加え、原告らが将来的に本業を予定していることを被告らに秘していたことに照らせば、原告らには重大な過失があり、その過失割合は100%である。

(原告らの主張)

フランチャイジーになろうとする者は当該事業について何のノウハウも知識もないからこそノウハウのあるフランチャイザーとフランチャイズ契約をしようとするのであり、フランチャイザーから提供される情報以外に当該事業の優良性を判断する材料が基本的にないから、その情報を信用することに何ら落ち度はないはずである。また、本件事業にパートナーとして加盟した者の大半が不採算で赤字となっており、ビジネスの体すらなしていない加盟金取得目的の詐欺といえる実態があるから、損害の公平な分担という見地から過失相殺はすべきでない。

第3 当裁判所の判断

1 事実経過

前提となる事実に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 本件セミナーへの参加申込みに至る経緯

ア 原告らは、本件セミナー参加時において、原告^Aは飛行機整備士として稼働し、原告^Bは個人事業として特許調査業務に従事し、原告^Cは技術系会社に勤務していたが、収入を増やすため新しい起業を検討していたところ、被告^Zが平成25年2月に出版した「^A」と題する書籍

(甲9)を読んで本件事業に興味を持ち、本件セミナーへの参加を申し込んだ。(甲26~28, 原告^A, 原告^B, 原告^C)

イ 同書籍には、千葉県船橋市で被告^甲が本件事業により月平均60万円の収益を上げたこと、1か月目の売り上げは5万円ほどであったが2か月目には約20万円の収益を上げ、現在では月平均で約60万円の利益を安定的に稼いでいること、本件事業は小資本でリスクなく立ち上げられ、更に即金性があること、これまで最高で月約100万円の収益を上げたことがあり、本件事業一本に全ての力を注げば月に200万円くら

いの収益を上げることはできるはずであるが、他の事業もやっているの
で、無理をすることなく一歩ずつ確実に事業を行っていることなどの記
載がある。(甲9)

ウ 原告らは、インターネット上の本件セミナー参加に係るホームページか
ら申込みをして本件セミナーに参加した。同ホームページの申込みフォ
ームには職業を選択する項目があり、原告らは当該職業を会社員と選択
して本件セミナーに参加する申込みをした。(乙15, 16, 18, 原
告^A■, 原告^B■, 原告^C■)

(2) 本件セミナーでの説明内容等

ア 原告らが参加した本件セミナーは、いずれも、小会議室程度の広さの会
場において、10名程度の参加者で、主催者側は被告^乙■ 被告^丙■と
受付女性^乙が出席して行われた。(被告^乙■)

イ 本件セミナーにおける説明は、本件説明資料と同内容のパワーポイント
を1ページずつ投写してその内容と概ね同一の説明をする形で行われた。
被告^乙■及び被告^丙■は、当該説明の際、別紙の説明と前後して、各セミ
ナーごとに、セミナー参加者との間で参加者それぞれにどれだけ稼ぎたい
かという質疑応答をし、月額200万円の稼ぎは無理だが、100万円は
できるんじゃないかなどと回答をしており、原告らが参加した本件セミ
ナーの際にも同様であった。(被告^乙■)

当該説明の際、別紙のとおり「立場に関係なくやったらしっかり稼げる」
などと記載がされた部分について、記載と異なる説明がされた形跡はない。

ウ 本件説明資料には、本件事業を称してブルーオーシャンなどと記載され
ているところ(33頁)、被告^乙■及び被告^丙■は、当該部分の投写と
前後して、放置自転車はやり切れないほどあるなどという説明をした
(被告^乙■は、当該説明に関し、平成26年度の内閣府の調べで日本全
国の放置自転車は260万台存するとの統計があること、当該内閣府の

調べに依拠して上記のように考えており、特段ほかの資料の調査をした
ことはないこと、ブルーオーシャンと述べているのは法律に基づいた自
転車撤去を行っているビジネスは未開拓だと思ふから記載したことなど
を述べている。)。 (被告^乙)。

5 本件セミナーに原告らが参加したころには、東京都内で放置自転車撤去
事業に参画している業者は少なくとも数社存在したが、本件説明資料に
はその点に関する記載はなかった (他方で他業種であるフランチャイズ
事業との比較はされていた。)。 (甲 2, 20~22 (枝番を含む))

(3) 本件セミナー参加後の経緯

10 ア 本件事業のパートナーとして参画するまでの流れは、通常、本件申込書
を記入して被告らに対し提出することとされていた。

15 当該申込書は、契約の概要を明らかにする重要書面を十分読み、内容承
諾の上パートナーに加盟を申し込むことを承認する旨の欄に申込者の押
印がされる書式となっており、その他、システム利用料毎月 3 万円 (税
別) を申し込むこと、パートナー加盟へ申し込むこと (パートナー加盟
金 299 万円 (税別・1 ライセンス) の記載はあった。

20 しかし、同申込書には上記システムやパートナー・ライセンスの権利義
務の内容、契約の相手方が誰であるか等の明示の記載はなく、他方で、
パートナーは独立した事業者で在り自己責任を負うこと、規約等が将来
予告なく変更される場合もあることを申込者において承認すること、パ
ートナー契約解約時は理由の如何に関わらず返金されないことを理解す
ることなどの項目が「はい・いいえ」の回答欄と共に記載されていた。

25 原告らは上記の各項目について「はい」に丸を記載して本件申込書を被
告らに対し提出した。 (甲 3, 乙 19, 原告^B, 被告^乙 弁論の全
趣旨)

イ 本件申込書には、申込者の勤務先を記載する欄があるが、本業として事

業を行う予定か副業として事業を行う予定か確認する項目や、これらの別に応じた回答を申込者が行う項目は特段設けられていなかった。(甲3, 乙19)

(4) その後の原告らの経営状況等

ア 原告^Aについて

原告^Aは、コミュニティ参加・システムIDの発行を受けて配布チラシの書式等ノウハウの開示を受け(甲4)、東京都江東区、中央区、千代田区において平成25年7月ころから本件事業活動を開始し、同年10月からは従前の仕事を辞めて本件事業に専念したが、同年11月、12月の売り上げは10万円前後となったものの、平成26年3月までの売り上げ額は月平均3万5000円程度にとどまったため(システム利用料月額3万円を差し引くと月額数千円程度であった。)、平成25年12月には他業種の企業に就職した。(甲15, 27, 原告^A)

平成26年5月下旬には、原告^Aは、被告らからシステムの利用を拒絶されるに至った。(前提となる事実(8))

イ 原告^B

原告^Bは、コミュニティ参加・システムIDの発行を受けて配布チラシの書式等ノウハウの開示を受け(甲4)、東京都世田谷区、狛江市、調布市において平成25年11月ころから本件事業活動を開始した。原告^Bは、当初は既に行っていた個人事業と平行して本件事業を行い、月の収益が70万円を超えたら本件事業に専念することを考えていたが、平成25年11月から平成26年4月までの売り上げ額が月平均4万8000円程度(システム利用料月額3万円を差し引くと月額1万数千円程度であった。)にとどまった。(甲15, 26, 原告^B)

平成26年5月下旬には、原告^Bは、被告らからシステムの利用を拒絶されるに至った。(前提となる事実(8))

ウ 原告^C

原告^Cは、当初は従前稼働していた企業に勤めながら、平行して本件事業を行う予定であったところ、平成26年3月の本件契約締結後に、被告らから、希望の地域（渋谷区・世田谷区の一部）が原告^Bと重なっているため原告^Bと話し合っ^Bてほしいなどと言われた。原告^Bが原告^Bと連絡を取って^Bみたところ、原告^Bからは全国的に売り上げが上がっていない等の話を聞き、同年5月ころからは原告^Aと共に被告らに対する是正を^C求めるなどした。（甲28、原告^C、弁論の全趣旨）

その後、同月下旬には、原告^Cは、被告らからシステムの利用を拒絶されるに至ったため（前提となる事実(8)）、結局原告^Cは本件事業活動を開始するに至らなかった。（甲28、原告稲垣）

2 争点(1) (被告に情報提供義務違反があったか否か) について

(1) 本件事業がフランチャイズ事業の性質を有する事業であることは当事者間に争いがないところ、フランチャイズ事業においては、一般的にフランチャイザーは、当該事業に関し十分な知識と経験を有し、当該事業の現状や今後の見通しについて豊富な情報を有しているのに対し、フランチャイジーになる¹⁶うとする者は、当該事業に関する知識も経験もないからこそフランチャイザーと契約を締結し、知識や経験を補完しようとする者であり、フランチャイジーになる²⁰うとする者が、フランチャイズ契約を締結するか否かを判断するに当たっては、フランチャイザーから提供される情報に頼らざるを得ないので実情である。

そして、当該事業の売上、収益に関する事項は、契約締結に関するフランチャイジーの判断に重大な影響を及ぼす核心部分ともいえる事項であるから、²⁵フランチャイザーが契約締結過程において、収益予測についての情報を提供する場合には、フランチャイジーにおいて当該契約を締結するか否かについ

て的確な判断ができるよう客観的かつ正確な情報を提供する信義則上の義務を負うべきものと解すべきであり、本件事業及び本件セミナーの開催を共同で行っている被告会社及び被告^丙においても当該義務を負うものといえる（この点、被告会社代表者である被告^乙は、本件契約の当事者について被告会社であるか被告^丙であるか曖昧な供述に終始しているが、上記のとおり本件事業及び本件セミナーを共同で開催している以上、契約締結過程において上記信義則上の義務を負うという判断を左右するものではないし、被告らも被告会社及び被告^丙が本件契約の当事者であることを積極的に争っていない。）。

そして、被告会社及び被告^丙が上記の義務に違反した結果、本件事業への加盟希望者である原告らが的確な判断ができないまま、本件契約を締結し、それによって損害を被った場合には、上記義務違反に基づき、原告らに対して損害を賠償する義務を負うものというべきである。

(2) 不合理な売上高告知について

ア 前提となる事実及び上記1(2)の各認定事実によれば、原告らの参加した本件セミナーにおいては、パワーポイントを用いて、別紙のとおり、売上高・経費・利益のシミュレーションを「年収500万円→年収700万円→さらなる展開可能」として「輸出A800円×400台＝32万円」「年間57万円×12＝684万円」などと示したうえで、これと前後してセミナー参加者との間で参加者それぞれにどれだけ稼ぎたいかという質疑応答をし、月額200万円の稼ぎは無理だが、100万円はできるんじゃないかなどと回答をしていたことが認められる。

上記のようなシミュレーションの内容に加えて、収益に関する本件セミナー参加者との質疑応答時に月額100万円の稼ぎであれば実現可能であるという趣旨の説明も併せて行われていたこと、別紙にはシミュレーションと共に「立場に関係なくやったらしっかり稼げる」などと特段の

留保もなく記載されていること、さらに、本件セミナーにおいては、当時東京都内で少なくとも数社の放置自転車回収事業者が存在することは説明されずに本件事業に係る回収対象となる放置自転車の数はやり切れないほどあるなどという説明がされていたこと（上記1(2)ウ）を併せ考えると、別紙のとおり示されたシミュレーションは、本件セミナーに参加した加盟希望者（原告ら）に対し、本件事業に加盟したパートナーの標準的な収入（売上）を表すものであるという認識を与えるに十分なものであったというべきであり、この点に反する被告らの主張は理由がない。

被告らは、別紙のシミュレーションについては、仮定の計算を示したに過ぎないもので売上予測には当たらない旨主張し、被告^乙においてこれに沿う供述をするが、そもそも本件事業に加盟を希望する者に対し、仮定の数字を用いて実際の実績と異なる売上高や利益額を説明することは何ら意味がないばかりかかえって誤解を与えかねない行為であり（別紙には仮定の数字を用いたシミュレーションであることも特段記載されていない。）、現に上記のとおり標準的な収入（売上）を表すものであるという認識を与えるに十分なものである以上、被告らの説明方法自体が不適切なものであったと言わざるを得ず、被告らの主張は上記の判断を覆すものとはいえない。また、被告^乙自身、別紙のシミュレーションについては単なる仮定の数値を用いたものであると述べる一方で、放置自転車の回収台数や単価、これらに乗じて算出される売上高は千葉県船橋市内で被告^丙が行った本件事業の実績に基づくものであるとも述べており、一貫した説明がされていないことからしても、被告らの主張は採用できない。

イ そして、①別紙のシミュレーションに示された売上高は、被告^乙の供述によっても、千葉県船橋市において本件事業を執り行っている被告^丙

■の実績を元にしたものということであるが、当該実績の裏付けとなる客観証拠は提出されていないこと、②原告らにおいて本件事業に係るシステム上の情報を元にした原告ら以外の既存パートナーらの売上高が別紙のシミュレーションの数値には遠く及ばないこと（甲3.1, 32）、③②の一方で被告らは既存パートナーの売上高に関する情報を収集しておらず、その平均値の情報も有していないなどと述べるにとどまり、既存パートナーの売上高に関する実績値の平均値に関し特段の立証を行っていないことからすれば、別紙のシミュレーションの内容は本件事業のパートナーの標準的な営業実態にはそぐわないことは優に推認されるというべきである。

ウ 被告らは、原告らは本件セミナー参加時においては副業として本件事業を行う予定であったのであり、本業を前提とした別紙のシミュレーション（表1）によりパートナーの標準的な収入（売上）を表すものであるという認識をもつことはあり得ない旨も主張する。

しかし、本件事業開始時において他の仕事にも従事していたとしても、収支を利益考量して後日本件事業に専念することも想定して本件事業にパートナーとして加盟することは通常あり得ること、現に別紙のシミュレーション（表1・2）の内容は本件事業に専念する場合及び他の仕事と平行して行う場合双方について記載したものであり、上記1のとおり認められる経過によれば、別紙の表1・2いずれについても本件セミナーの際に説明されていたものと認められることからすれば、本件セミナー参加時において他の仕事に従事していたか否かにかかわらず、別紙シミュレーション（表1）に関心を持ち、これによりパートナーの標準的な収入（売上）を表すものであるという認識をもつことがあり得ないとは到底いえないから、被告らの主張は理由がない。また、被告^乙■は、本件セミナーに際しては、稼働状況を本件申込書

及び本件セミナー時の職業確認等で確認し、他の仕事と平行して行う副業目的の者に対しては副業を想定した説明に絞って行ったという趣旨の供述もするが、これを裏付けるに足りる適確な証拠はない（被告らは本件申込書には申込者の勤務先を記載する欄があることをもって、本業目的の加盟希望者と副業目的の加盟希望者を厳密に分けていたという趣旨の主張をするが、本件申込書は、本業として事業を行う予定か副業として事業を行う予定かを確認する項目や、これらの別に応じた回答を申込者が行う項目は特段設けていないから（上記1(3)イ）、被告らの上記主張を裏付けるには足りない。かえって、本件事業に関連して原告らが参加した本件セミナー当時に発行されていた書籍には、他の事業をやりながら、これまで最高で月約100万円の収益を上げたことなど、本件セミナーにおける被告^乙または被告^丙の売上高の説明内容と類似の記載があること（上記1(1)イ、(2)イ）からすれば、被告^乙の、本業として事業を行う予定か副業として事業を行う予定かにより厳密な区別をしていたという供述内容は疑わしいものと言わざるを得ない。）。

エ その他、被告らが縷々述べる場所は上記判断を覆すに足りる事情には当たらず、理由がない。

(3) 営業不振による閉鎖店舗の存在に関する不告知

この点については、閉鎖店舗に関する積極的な情報提供義務を被告らが負担するとまでは言えないこと、本件全証拠を精査しても、被告^乙及び被告^丙において、本件セミナーに際し、原告の主張する「上手くいっていないオーナーは一人もいない」などという説明をしたと認めるに足りる的確な証拠はないから（原告らの供述のみによって当該事実を認めることはできない。）、原告らの主張は理由がない。

(4) 上記(2)によれば、被告会社及び被告^丙には売上高に関する情報提供義務違反があり、これによって原告らは的確な判断ができないまま本件契約を締

結したのであるから、上記被告ら及び被告会社代表者として本件セミナーを開催し、説明を行った被告^乙は、共同不法行為に基づき、上記義務違反により原告らが受けた損害について賠償する責任があるというべきである。

3 争点(2) (損害の発生及び額) について

弁護士費用を除く原告らの損害は以下のとおり認められる。

(1) 加盟金

原告らがそれぞれ本件契約締結に当たって被告らに対し支払った加盟金各313万9500円(甲5~7(枝番を含む))は被告らの情報提供義務違反によりの確な判断ができないまま本件契約を締結したことによって生じた損害であるから、上記義務違反と相当因果関係ある損害である。

(2) システム利用料

原告^Aは本件契約1に係るシステム利用料として合計12万6900円を、原告^Bは本件契約2に係るシステム利用料として合計6万3900円をそれぞれ支払った(甲5, 6(枝番を含む))。これらは被告らの情報提供義務違反によって本件契約1・2を原告^A・原告^Bが締結したことにより生じた損害であり、上記義務違反と相当因果関係ある損害である。

4 争点(3) (過失相殺) について

フランチャイジーになろうとする者は、自己の経営責任の下に事業による利潤の追求を企図するものである以上、フランチャイザーから提示、開示された情報の正確性や合理性を検討、吟味した上、必要であればフランチャイザーに対しさらなる説明や情報の提供を求め、または自ら調査するなどして、最終的には自己の責任と判断においてフランチャイズ契約を締結するか否かを決すべきものである。

これを本件についてみると、原告らは、本件契約締結時にはそれぞれ相当程度の社会人経験を有していたこと(上記1(1)ア)、本件契約締結前に被告^乙及び被告^丙と面談の機会があったこと(甲26~28, 原告^A, 原告^B、

原告^C■■■, 被告^Z■■■) がらすれば, 上記被告らに対し原告らそれぞれが希望する東京都内の地域に即した売上高やそれらの数字の根拠, 裏付け資料の提出などを求めることにより, 被告らから提示, 開示された情報の正確性や合理性を検討, 吟味することが可能であった。

5 また, 新たにフランチャイジーが開業する場合, 開業初期の売上高や安定的な経営状態に達する時点の売上高には及ばないことも当然予想されるが, 原告^A■■■においては本件事業開始後約9か月, 原告^B■■■においては約6か月という期間で本件事業に見切りをつけていることがうかがわれ, 原告^C■■■については原告^B■■■を含めた本件事業のパートナーの経験談を聞くなどして, 結局本件事業を開始しなかったことがそれぞれ認められる(上記1(4))。

10 したがって, これらの事情を総合考慮して, 損害の公平な分担の見地から, 原告らに生じた損害のうち50%を減じるのが相当である。

5 そうすると, 過失相殺後の損害額は以下のとおりとなる。

(1) 原告^A■■■

15 加盟金313万9500円, システム利用料12万6900円の合計額326万6400円 $\times 0.5 = 163万3200円$

(2) 原告^B■■■

加盟金313万9500円, システム利用料6万3900円の合計額320万3400円 $\times 0.5 = 160万1700円$

20 (3) 原告^C■■■

加盟金313万9500円 $\times 0.5 = 156万9750円$

(4) 弁護士費用

上記の過失相殺後の各損害額に照らすと, 被告らの情報提供義務違反と相当因果関係のある弁護士費用は, 原告らそれぞれについて16万円と認めるのが相当である。

25 (5) 以上によれば, 原告^A■■■の損害額は179万3200円, 原告^B■■■の損害

額は176万1700円、原告^Cの損害額は172万9750円である。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも主文の限度で理由がある。

東京地方裁判所民事第15部

6

裁判官 北 村 ゆ り

(表1)

放置自転車ビジネスシュミレーション

年収500万円 ⇨ 年収700万円 ⇨ さらなる展開可能

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>輸出A</td><td>800円 × 400台</td><td>=</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>輸出B</td><td>200円 × 100台</td><td>=</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>バイク撤去</td><td>3千円 × 10台</td><td>=</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>有料撤去</td><td>2千円 × 50台</td><td>=</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>有料撤去</td><td>1千円 × 50台</td><td>=</td><td>5万円</td></tr> <tr><td>その他(MTBの上乗せ分など)</td><td></td><td></td><td>5万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>67万円 × 12</td><td>=</td><td>804万円</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>レンタカー</td><td>5千円 × 4回</td><td>=</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td></td><td></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td>3万円</td></tr> <tr><td>パートナー費</td><td></td><td></td><td>3万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9万円 × 12</td><td>=</td><td>108万円</td></tr> </table>	輸出A	800円 × 400台	=	32万円	輸出B	200円 × 100台	=	2万円	バイク撤去	3千円 × 10台	=	3万円	有料撤去	2千円 × 50台	=	10万円	有料撤去	1千円 × 50台	=	5万円	その他(MTBの上乗せ分など)			5万円	合計	67万円 × 12	=	804万円	レンタカー	5千円 × 4回	=	2万円	通信費			1万円	その他			3万円	パートナー費			3万円	合計	9万円 × 12	=	108万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">その他年間で見込まれる収入</td></tr> <tr><td>自転車仲介</td><td>300円 × 400台 × 12 = 144万円</td></tr> <tr><td>大学撤去</td><td>600台 × 600円 = 25万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>169万円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">毎月48万円手元に残る 年間576万円手元に残る 576万円 + 169万円 = 745万円</p> <p style="text-align: center;">環境にもやさしくお金の流れが良くなる</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">その他展開により見込める収益</td></tr> <tr><td>自社で販売</td><td>8千円 × 50台 × 12 = 480万円</td></tr> <tr><td>自治体の仕事</td><td>500万円</td></tr> <tr><td>管理会社との巡回契約</td><td>10万円</td></tr> </table>	その他年間で見込まれる収入		自転車仲介	300円 × 400台 × 12 = 144万円	大学撤去	600台 × 600円 = 25万円	合計	169万円	その他展開により見込める収益		自社で販売	8千円 × 50台 × 12 = 480万円	自治体の仕事	500万円	管理会社との巡回契約	10万円
輸出A	800円 × 400台	=	32万円																																																														
輸出B	200円 × 100台	=	2万円																																																														
バイク撤去	3千円 × 10台	=	3万円																																																														
有料撤去	2千円 × 50台	=	10万円																																																														
有料撤去	1千円 × 50台	=	5万円																																																														
その他(MTBの上乗せ分など)			5万円																																																														
合計	67万円 × 12	=	804万円																																																														
レンタカー	5千円 × 4回	=	2万円																																																														
通信費			1万円																																																														
その他			3万円																																																														
パートナー費			3万円																																																														
合計	9万円 × 12	=	108万円																																																														
その他年間で見込まれる収入																																																																	
自転車仲介	300円 × 400台 × 12 = 144万円																																																																
大学撤去	600台 × 600円 = 25万円																																																																
合計	169万円																																																																
その他展開により見込める収益																																																																	
自社で販売	8千円 × 50台 × 12 = 480万円																																																																
自治体の仕事	500万円																																																																
管理会社との巡回契約	10万円																																																																

放置自転車ビジネスシュミレーション(副業) 59

(表2)

放置自転車ビジネスシュミレーション (副業)

年収100万円 ⇨ 年収240万円 ⇨ さらなる展開可能

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>輸出A</td><td>800円 × 150台</td><td>=</td><td>12万円</td></tr> <tr><td>輸出B</td><td>200円 × 30台</td><td>=</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>バイク撤去</td><td>3千円 × 3台</td><td>=</td><td>9万円</td></tr> <tr><td>その他(MTBの上乗せ分など)</td><td></td><td></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14.5万円 × 12</td><td>=</td><td>174万円</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>レンタカー</td><td>5千円 × 2回</td><td>=</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td></td><td></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>パートナー費</td><td></td><td></td><td>3万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8万円 × 12</td><td>=</td><td>96万円</td></tr> </table>	輸出A	800円 × 150台	=	12万円	輸出B	200円 × 30台	=	6万円	バイク撤去	3千円 × 3台	=	9万円	その他(MTBの上乗せ分など)			1万円	合計	14.5万円 × 12	=	174万円	レンタカー	5千円 × 2回	=	1万円	通信費			1万円	その他			1万円	パートナー費			3万円	合計	8万円 × 12	=	96万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">その他年間で見込まれる収入</td></tr> <tr><td>自転車仲介</td><td>300円 × 400台 × 12 = 144万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>144万円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">毎月8.5万円手元に残る 年間102万円手元に残る 102万円 + 144万円 = 246万円</p> <p style="text-align: center;">環境にもやさしくお金の流れが良くなる</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">パートナーのメリット</td></tr> <tr><td colspan="2">パートナー以外の自転車を仲介の数が増えれば増えるだけ、自分が撤去しなくても収益がある仕組みが作れる</td></tr> </table>	その他年間で見込まれる収入		自転車仲介	300円 × 400台 × 12 = 144万円	合計	144万円	パートナーのメリット		パートナー以外の自転車を仲介の数が増えれば増えるだけ、自分が撤去しなくても収益がある仕組みが作れる	
輸出A	800円 × 150台	=	12万円																																																
輸出B	200円 × 30台	=	6万円																																																
バイク撤去	3千円 × 3台	=	9万円																																																
その他(MTBの上乗せ分など)			1万円																																																
合計	14.5万円 × 12	=	174万円																																																
レンタカー	5千円 × 2回	=	1万円																																																
通信費			1万円																																																
その他			1万円																																																
パートナー費			3万円																																																
合計	8万円 × 12	=	96万円																																																
その他年間で見込まれる収入																																																			
自転車仲介	300円 × 400台 × 12 = 144万円																																																		
合計	144万円																																																		
パートナーのメリット																																																			
パートナー以外の自転車を仲介の数が増えれば増えるだけ、自分が撤去しなくても収益がある仕組みが作れる																																																			

自転車仲介 30台撤去 × 20人 × 300円 = 18万円
50台撤去 × 20人 × 300円 = 30万円
100台撤去 × 20人 × 300円 = 60万円

パートナー制度で手に入れられる成功 60

これは正本である。

平成 29 年 12 月 21 日

東京地方裁判所民事第 15 部

裁判所書記官

菅谷 知 広

